

令和5年度 第2回 瑞穂町総合教育会議 次第

日時：令和6年2月8日（木）午前9時から

場所：町民会館第1会議室

1 開 会

2 町長挨拶

3 議 題

(1) 瑞穂町の教育に関する大綱の改定について

(2) 瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び令和6年度主要施策について

(3) 瑞穂町障害者基幹相談支援センターの設置について

(4) 瑞穂町保育所等における医療的ケア児保育支援事業について

(5) 瑞穂町高齢者福祉センター改修について

(6) その他

4 閉 会

【資料等】

令和5年度 第2回瑞穂町総合教育会議 席次

資料1 瑞穂町の教育に関する大綱（改定案）

資料2 瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び令和6年度主要施策

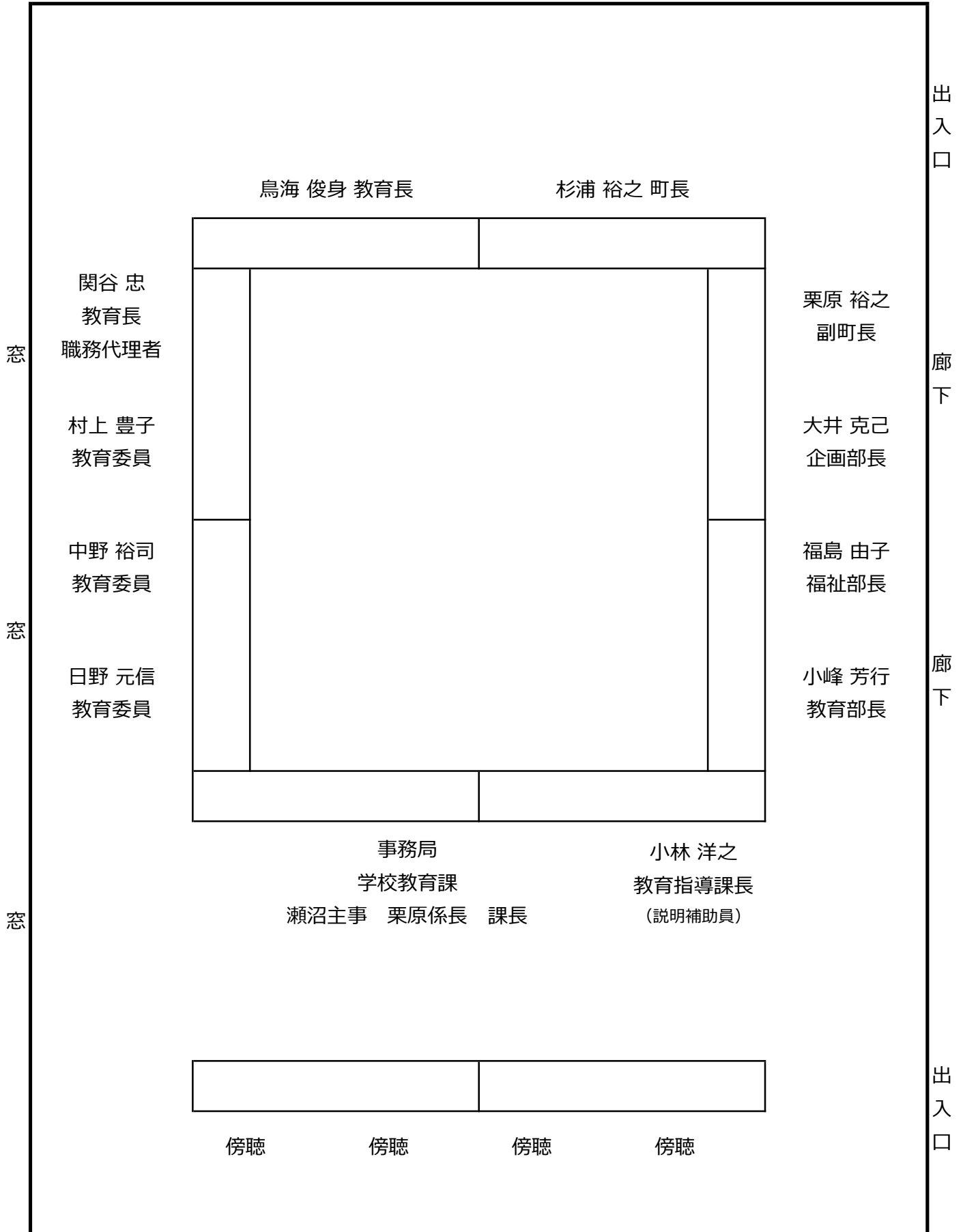
資料3 瑞穂町障害者基幹相談支援センターの設置について

瑞穂町保育所等における医療的ケア児保育支援事業について

瑞穂町高齢者福祉センター改修について（図面付き）

令和5年度 第2回 総合教育会議 席次

町民会館 第1会議室



瑞穂町の教育に関する大綱 (改定案)

令和 6 年 2 月
瑞 穂 町

瑞穂町の教育に関する大綱の策定にあたって

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、町長と教育委員会との連携強化を図ることとされました。

また、すべての地方公共団体において総合教育会議を設置し、将来の教育行政の方針である教育に関する大綱を策定することが義務づけられました。瑞穂町では、平成28年3月に教育に関する大綱を策定し、第5次瑞穂町長期総合計画及び第2次瑞穂町教育基本計画の策定に伴い、令和3年2月に教育に関する大綱を策定しました。

その後、社会情勢の変化や時間的経過に伴う施策の進展もみられるため、大綱を改定することとしました。

ここに、第5次瑞穂町長期総合計画で謳う将来都市像

すみたいまち つながるまち あたらしいまち

～“そうぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ～

の実現に向けて、瑞穂町の教育に関する大綱を改定し、各施策を推進してまいります。

令和6年2月

瑞穂町長 杉浦 裕之

瑞穂町の教育に関する大綱

次代を担う子どもたちが心豊かに育つことは、地域社会の宝となります。瑞穂町では、人間尊重の精神に徹し自他の生命を尊び、学校・家庭・地域社会との緊密な連携のもとに、教育基本計画を策定しています。子どもたちが心身ともに健康で知性と感性に富み、郷土を愛する心と国際感覚をそなえた町民として人間性豊かに成長することを目指し、以下3つの教育目標を掲げます。

- 1 互いの人格を尊重し 思いやりと規範意識のあるひと
- 1 社会の一員として 社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 1 自ら学び考え行動する 個性と創造力豊かなひと

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支えあうことができる生涯学習の実現を目指し、瑞穂町では、今後取り組む主要な施策を以下のとおり、5つの施策を掲げます。

- 1 特別支援教育のさらなる推進
- 1 地域学校協働本部事業の推進
- 1 体育館の新設に向けての調査・研究
- 1 読書活動のさらなる推進
- 1 教育施設の適切な維持管理

※ 5つの施策の記載は、教育委員会所管組織の順で記載しています。
また、5つの施策の概略を別添に記載します。

教育は、学校、家庭及び地域のそれぞれが、役割と責任を分担するとともに、情報を共有し、連携して取り組む認識に立ち、すべての町民が教育に参加することを目指します。

教育に関する大綱中5つの施策項目の概略

1 特別支援教育のさらなる推進

現在、特別支援教育を要する児童・生徒数が増加しており、一層、一人一人に応じた個別最適な学びを行うことが求められています。また、町内では令和6年度から自閉症・情緒障がい特別支援学級を開設し、多様な児童・生徒への重層的な支援体制を整えます。障がいの有無に関わらず、誰一人取り残さないように特別支援教育を一層推進していきます。

1 地域学校協働本部事業の推進

令和5年度、瑞穂中学校をコミュニティスクールモデル校として指定しました。これからの予測困難な時代を生き抜くために必要な力を子どもたちに育成するには、学校内だけではなく、地域と協働していくことが必要です。地域学校協働本部事業の充実・発展を図りながら、コミュニティスクールモデル校の取組を検証し、全校のコミュニティスクール導入に向けて、積極的に推進していきます。

1 体育館の新設に向けての調査・研究

多摩都市モノレールの新駅周辺におけるまちづくりの進捗と並行し、関係各課等と連携を図り、新たな機能を備えた地域体育施設の新設について、調査・研究を進めます。

また、既存の中央体育館の適正な維持管理に努めます。

1 読書活動のさらなる推進

図書館主催の「調べる学習コンクール」は年々充実しており、子どもから大人までが参加し、全国コンクールでも優秀な成績を収めています。また、学校教育の場でも放課後活動の「学びのテーマパーク」の中で「ノートまとめ」活動を活発に行い、いずれも本を読み、本を使った調べる学習を進めています。生涯にわたる読書により課題解決力を育み、人生をより深く生きる力を身に着けるため、図書館を中心にさらなる読書活動の推進を図ります。

1 教育施設の適切な維持管理

小・中学校、町営プールや耕心館などの町の教育施設は、建築後、

相当な年数が経過しています。特に小・中学校のすべてが築45年を超えていますので、令和3年に策定した「瑞穂町学校施設長寿命化計画」に基づき校舎等の長寿命化及び的確な維持管理を進めていきます。

また、学校を除く教育施設については、町と共に個別施設計画を整備し、適切な運営及び維持管理を進め町民のニーズに応えるとともに、安全・安心かつ快適な施設環境を整備します。

将来都市像

すみたいまち つながるまち あたらしいまち ~“そうぞう”しよう 未来にずっとほこれるみずほ~

長期総合計画

基本構想

基本計画

基本目標1 誰もが健康ですこやかに暮らせるまち

基本目標2 子どもたちがのびのびと育つまち

瑞穂町の教育に関する大綱
○学校教育に関すること

基本目標3 生きる力と豊かなところをはぐくむまち

瑞穂町の教育に関する大綱
○社会教育に関すること

基本目標4 つながりと活力あふれささえ合うまち

基本目標5 環境にやさしい安全・安心なまち

基本目標6 自然潤う便利で快適に暮らせるまち

基本目標7 総合計画の実現に向けて

総合教育会議

教育基本計画教育目標

めざす教育

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

基本方針

- 1 人権尊重と社会貢献の精神の育成
- 2 確かな学力の育成と個性や創造力の伸長
- 3 安全な学校と信頼される教育の確立
- 4 生涯学習の推進と施設・環境の整備

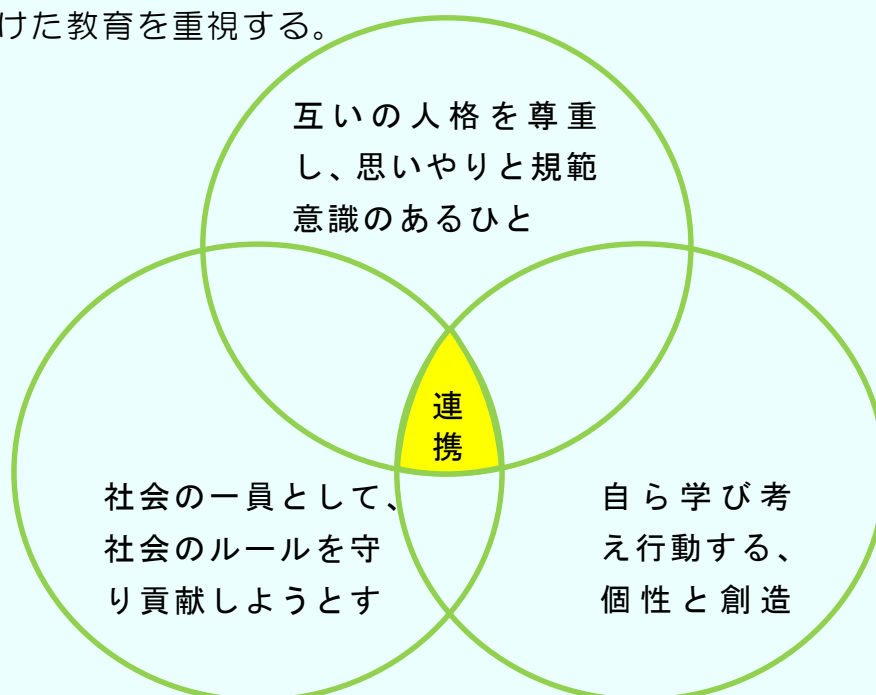
瑞穂町教育委員会 教育目標と基本方針

瑞穂町教育委員会は、人間尊重の精神に徹し自他の生命を尊び、学校、家庭、地域社会との緊密な連携のもとに、子どもたちが心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土を愛する心と国際感覚をそなえた町民として、人間性豊かに成長することを目指し、教育を推進します。

子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

の育成に向けた教育を重視する。



また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる生涯学習社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての町民が教育に参加することを目指します。

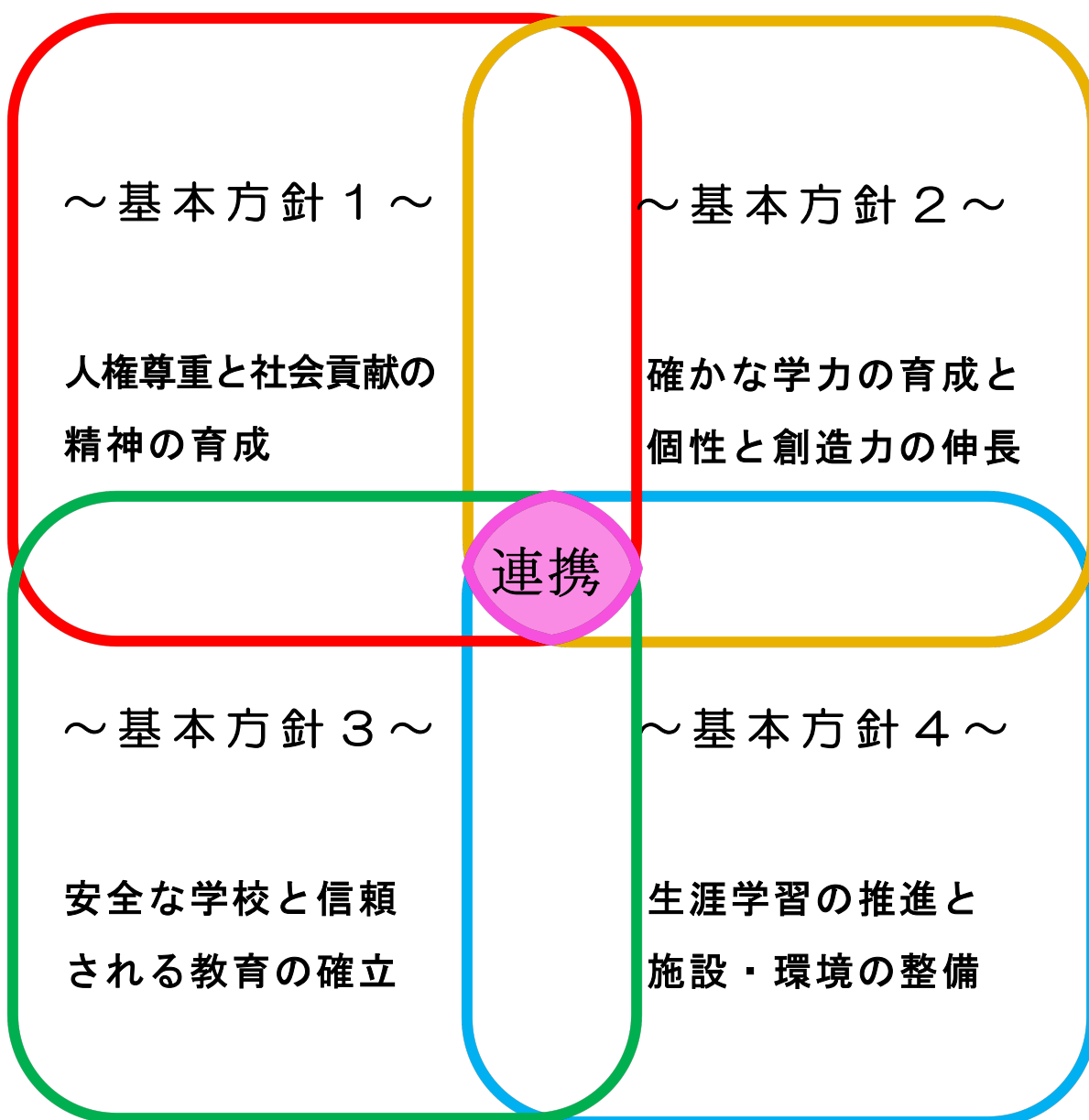
瑞穂町教育委員会は、このような考え方に立って、「すみたいまち つながるまち あたらしいまち ～“そうそう”しよう みらいにずっとほこれるみず

ほ～」(第5次瑞穂町長期総合計画の将来都市像/計画期間:令和3年度～令和12年度)の実現に向けて、積極的に教育行政を推進します。

瑞穂町教育委員会は、人間尊重の精神に徹し自他の生命を尊び、学校、家庭、地域との緊密な連携のもとに、子どもたちが心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土を愛する心と国際感覚をそなえた町民として、人間性豊かに成長することを目指し、教育を推進する。

基本方針

瑞穂町教育委員会の教育目標を達成するために、以下の基本方針に基づき、学校教育と社会教育の連携を図り、総合的に教育施策を推進します。



【見え消し版】

瑞穂町の教育に関する大綱 (改定案)

令和6年2月
瑞穂町

瑞穂町の教育に関する大綱の策定にあたって

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、町長と教育委員会との連携強化を図ることとされました。

また、すべての地方公共団体において総合教育会議を設置し、将来の教育行政の方針である教育に関する大綱を策定することが義務づけられました。瑞穂町では、平成28年3月に教育に関する大綱を策定しましたが、第5次瑞穂町長期総合計画及び第2次瑞穂町教育基本計画の策定に伴い、令和3年2月に教育に関する大綱を策定しました。~~新たに策定することとしました。~~

~~その後、社会情勢の変化や時間的経過に伴う施策の進展もみられるため、大綱を改定することとしました。~~

ここに、第5次瑞穂町長期総合計画で謳う将来都市像

すみたいまち つながるまち あたらしいまち

～“そうぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ～

の実現に向けて、瑞穂町の教育に関する大綱を改定策定し、各施策を推進してまいります。~~いたしました。~~

令和~~6-3~~年2月

瑞穂町長 杉浦 裕之

瑞穂町の教育に関する大綱

次代を担う子どもたちが心豊かに育つことは、地域社会の宝となります。瑞穂町では、人間尊重の精神に徹し自他の生命を尊び、学校・家庭・地域社会との緊密な連携のもとに、教育基本計画を策定しています。子どもたちが心身ともに健康で知性と感性に富み、郷土を愛する心と国際感覚をそなえた町民として人間性豊かに成長することを目指し、以下3つの教育目標を掲げます。

- 1 互いの人格を尊重し 思いやりと規範意識のあるひと
- 1 社会の一員として 社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 1 自ら学び考え行動する 個性と創造力豊かなひと

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支えあうことができる生涯学習の実現を目指し、瑞穂町では、今後取り組む主要な施策を以下のとおり、5つの施策を掲げます。

- 1 特別支援教育のさらなる推進
- 1 地域学校協働本部事業の推進
- 1 体育館の新設に向けての調査・研究
- 1 読書活動のさらなる推進
- 1 教育施設の適切な維持管理
- ~~1 小・中学校における教育のICT化の推進~~
- ~~1 体育館の新設に向けての調査・研究~~
- ~~1 図書館のスーパーリニューアル後の利活用の推進~~
- ~~1 拡充された文化財保護施策を活用しての文化財保護の推進~~
- ~~1 新型コロナウイルス感染症対策の徹底~~

※5つの施策の記載は、教育委員会所管組織の順で記載しています。
また、5つの施策の概略を別添に記載します。

教育は、学校、家庭及び地域のそれぞれが、役割と責任を分担するとともに、情報を共有し、連携して取り組む認識に立ち、すべての町民が教育に参加することを目指します。

教育に関する大綱中5つの施策項目の概略

1 特別支援教育のさらなる推進

現在、特別支援教育を要する児童・生徒数が増加しており、一層、一人一人に応じた個別最適な学びを行うことが求められています。また、町内では令和6年度から自閉症・情緒障がい特別支援学級を開設し、多様な児童・生徒への重層的な支援体制を整えます。障がいの有無に関わらず、誰一人取り残さないように特別支援教育を一層推進していきます。

1 地域学校協働本部事業の推進

令和5年度、瑞穂中学校をコミュニティスクールモデル校として指定しました。これからの予測困難な時代を生き抜くために必要な力を子どもたちに育成するには、学校内だけではなく、地域と協働していくことが必要です。地域学校協働本部事業の充実・発展を図りながら、コミュニティスクールモデル校の取組を検証し、全校のコミュニティスクール導入に向けて、積極的に推進していきます。

1 体育館の新設に向けての調査・研究

多摩都市モノレールの新駅周辺におけるまちづくりの進捗と並行し、関係各課等と連携を図り、新たな機能を備えた地域体育施設の新設について、調査・研究を進めます。

また、既存の中央体育館の適正な維持管理に努めます。

1 読書活動のさらなる推進

図書館主催の「調べる学習コンクール」は年々充実しており、子どもから大人までが参加し、全国コンクールでも優秀な成績を収めています。また、学校教育の場でも放課後活動の「学びのテーマパーク」の中で「ノートまとめ」活動を活発に行い、いずれも本を読み、本を使った調べる学習を進めています。生涯にわたる読書により課題解決力を育み、人生をより深く生きる力を身に着けるため、図書館を中心にさらなる読書活動の推進を図ります。

1 教育施設の適切な維持管理

小・中学校、町営プールや耕心館などの町の教育施設は、建築後、

相当な年数が経過しています。特に小・中学校のすべてが築45年を超えていますので、令和3年に策定した「瑞穂町学校施設長寿命化計画」に基づき校舎等の長寿命化及び的確な維持管理を進めていきます。

また、学校を除く教育施設については、町と共に個別施設計画を整備し、適切な運営及び維持管理を進め町民のニーズに応えるとともに、安全・安心かつ快適な施設環境を整備します。

~~1 小・中学校における教育のICT化の推進~~

~~令和2年度、国による学校のGIGAスクール構想が前倒し推進され、瑞穂町でもこれらの整備に積極的に取り組んでいます。整備後はそのICT機器の活用が大きな課題となってくることから、学校のICT化の利活用を更に推進します。~~

~~1 体育館の新設に向けての調査・研究~~

~~町民が利用する中央体育館は、その立地として北東側法面が土砂災害警戒区域であることから同場所での改築は考えづらいと考えます。利用者の安全を守るために、新たな機能を備えた体育館の新設について調査・研究を進めます。~~

~~1 図書館のスーパーリニューアル後の利活用の推進~~

~~現在、図書館の大規模改修事業が進捗中です。また、第2次生涯学習推進計画は令和3年度実施に向け改定作業中ですが、この計画にこれまで位置づけがなかった「図書館の活用」を新たに位置づけ、リニューアル後の図書館利活用の拡充を図ります。~~

~~1 拡充された文化財保護施策を活用しての文化財保護の推進~~

~~令和2年度より指定文化財制度に加え無形民俗文化財も対象とする登録文化財制度が整いました。貴重な郷土の有形・無形遺産等の保存活用及び継承を更に推進していきます。~~

~~1 新型コロナウイルス感染症対策の徹底~~

~~令和2年当初より、日本も含めた全世界で新型コロナウイルス感~~

~~染症が大流行しています。わが町の小・中学校及び町民が利用する教育施設では、感染拡大防止について徹底した防疫体制を構築しています。この感染症の収束には数年を要すると推測されることから、今後とも新型コロナウイルス感染防止のための諸施策を積極的に実施します。~~

将来都市像

すみたいまち つながるまち あたらしいまち ~“そうぞう”しよう 未来にずっとほこれるみずほ~

長期総合計画

基本構想

基本計画

基本目標1 誰もが健康ですこやかに暮らせるまち

基本目標2 子どもたちがのびのびと育つまち

瑞穂町の教育に関する大綱
○学校教育に関すること

基本目標3 生きる力と豊かなところをはぐくむまち

瑞穂町の教育に関する大綱
○社会教育に関すること

基本目標4 つながりと活力あふれささえ合うまち

基本目標5 環境にやさしい安全・安心なまち

基本目標6 自然潤う便利で快適に暮らせるまち

基本目標7 総合計画の実現に向けて

総合教育会議

教育基本計画教育目標

めざす教育

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

基本方針

- 1 人権尊重と社会貢献の精神の育成
- 2 確かな学力の育成と個性や創造力の伸長
- 3 安全な学校と信頼される教育の確立
- 4 生涯学習の推進と施設・環境の整備

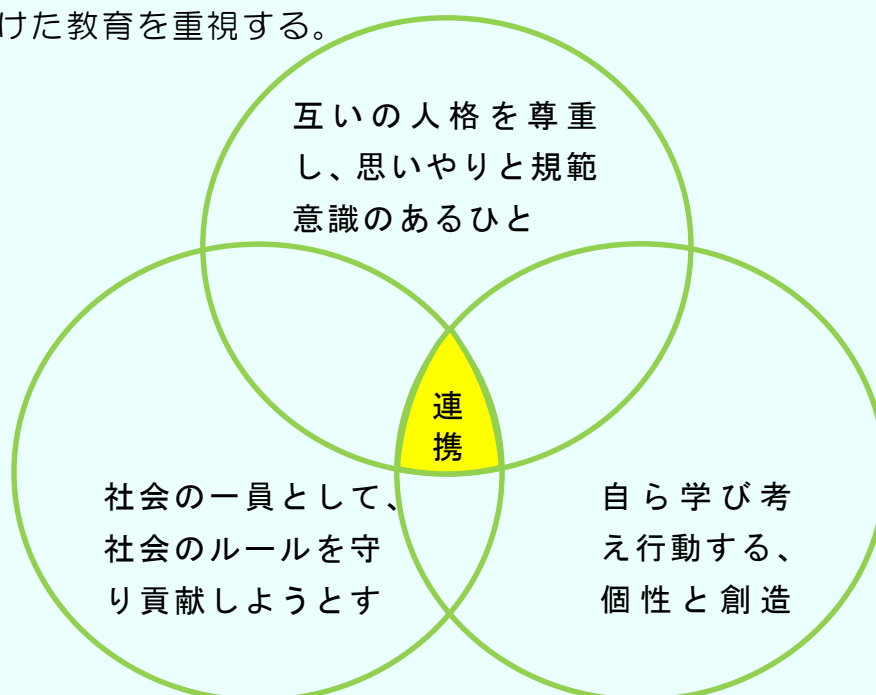
瑞穂町教育委員会 教育目標と基本方針

瑞穂町教育委員会は、人間尊重の精神に徹し自他の生命を尊び、学校、家庭、地域社会との緊密な連携のもとに、子どもたちが心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土を愛する心と国際感覚をそなえた町民として、人間性豊かに成長することを目指し、教育を推進します。

子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

の育成に向けた教育を重視する。



また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる生涯学習社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての町民が教育に参加することを目指します。

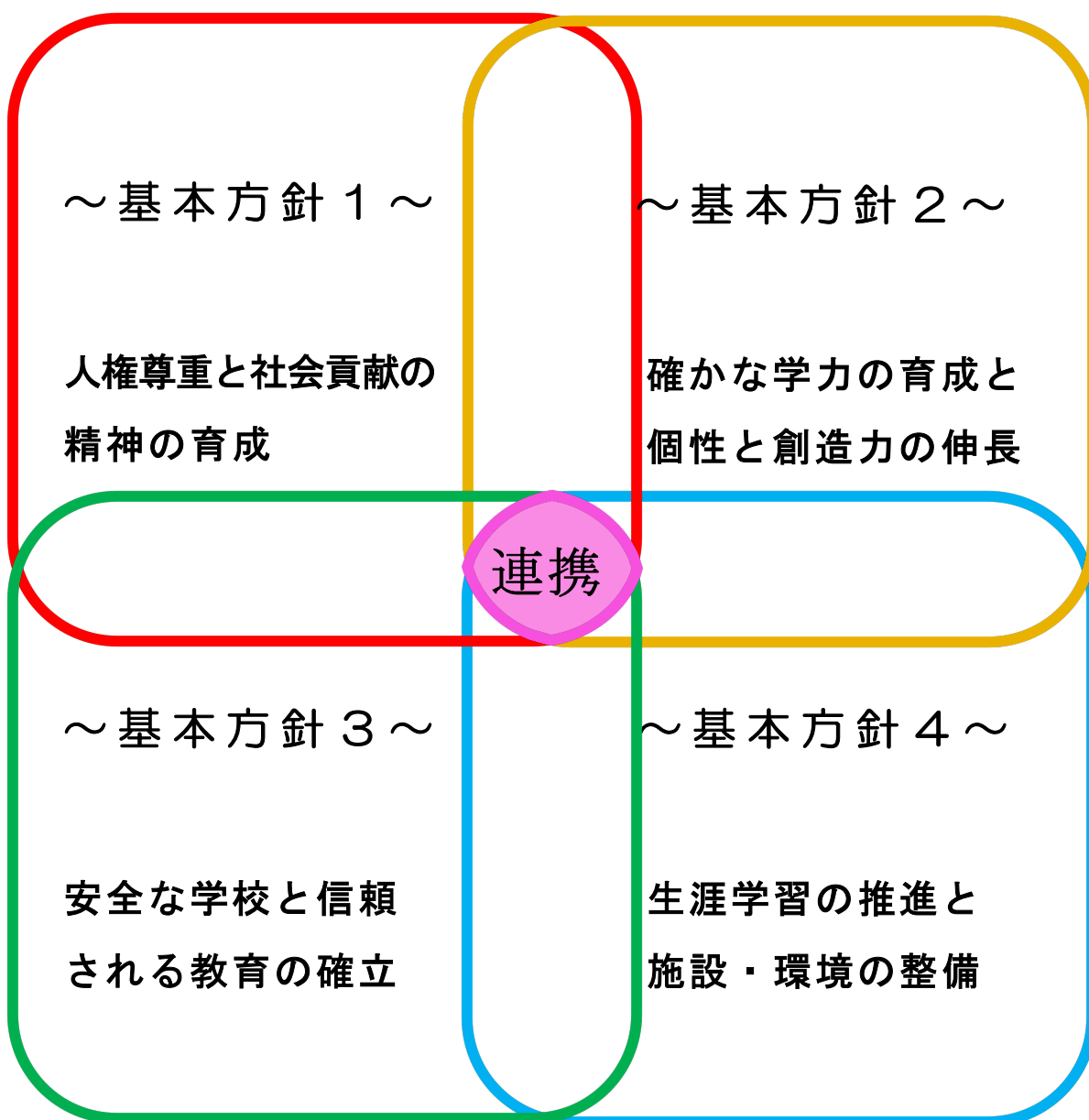
瑞穂町教育委員会は、このような考え方に立って、「すみだいまち つながるまち あたらしいまち ～“そうそう”しよう みらいにずっとほこれるみず

ほ～」(第5次瑞穂町長期総合計画の将来都市像/計画期間:令和3年度～令和12年度)の実現に向けて、積極的に教育行政を推進します。

瑞穂町教育委員会は、人間尊重の精神に徹し自他の生命を尊び、学校、家庭、地域との緊密な連携のもとに、子どもたちが心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土を愛する心と国際感覚をそなえた町民として、人間性豊かに成長することを目指し、教育を推進する。

基本方針

瑞穂町教育委員会の教育目標を達成するために、以下の基本方針に基づき、学校教育と社会教育の連携を図り、総合的に教育施策を推進します。



瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針
及び
令和6年度瑞穂町教育委員会主要施策

令和6年1月

瑞穂町教育委員会

瑞穂町教育委員会教育目標・基本方針の位置づけと構成

将来都市像

すみたいまち つながるまち あたらしいまち
～ “そうそう” しよう みらいにずっとほこれるみずほ～



めざす教育

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

基本方針

人権尊重と社会貢献の精神の育成

確かな学力の育成と個性と創造力の伸長

安全な学校と信頼される教育の確立

生涯学習の推進と施設・環境の整備

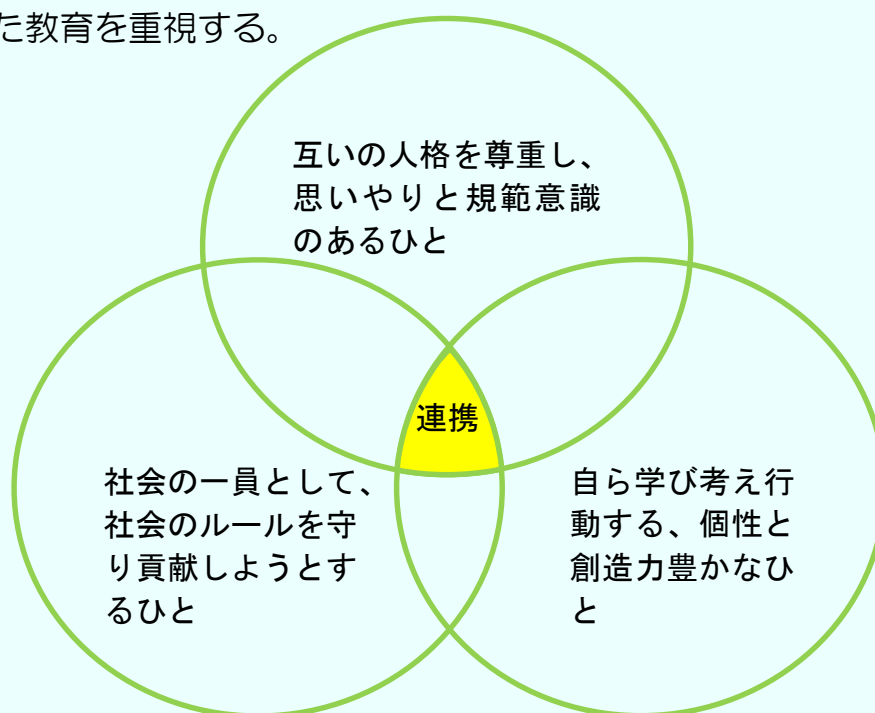
1 瑞穂町教育委員会の教育目標

瑞穂町教育委員会は、人間尊重の精神に徹し自他の生命を尊び、学校、家庭、地域社会との緊密な連携のもとに、子どもたちが心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土を愛する心と国際感覚をそなえた町民として、人間性豊かに成長することを目指し、教育を推進します。

子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

の育成に向けた教育を重視する。



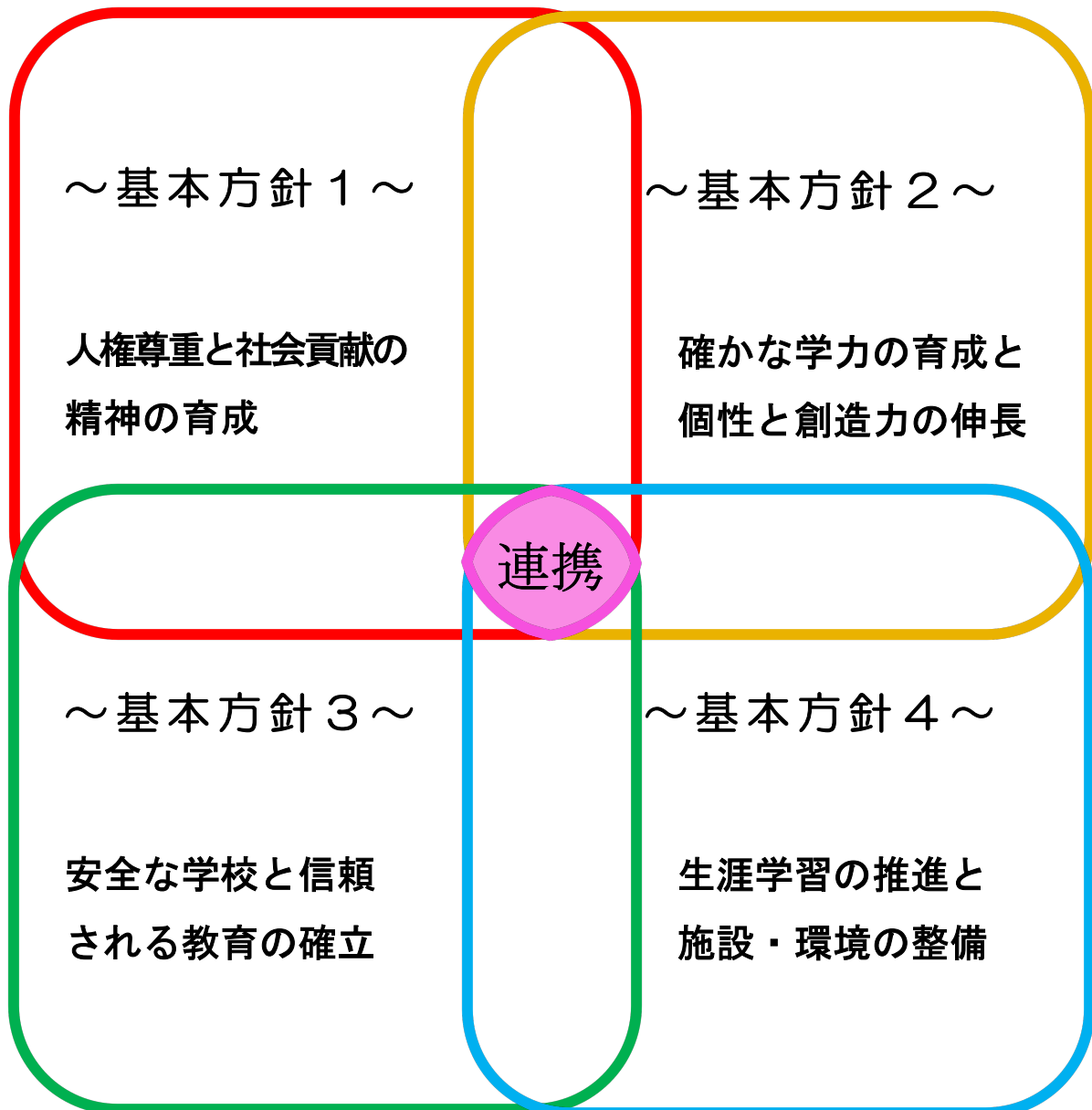
また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる生涯学習社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての町民が教育に参加することを目指します。

瑞穂町教育委員会は、このような考え方に立って、「すみたいまち つながるまち あたらしいまち ～“そうぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ～」(第5次瑞穂町長期総合計画の将来都市像/計画期間：令和3年度～令和12年度)の実現に向けて、積極的に教育行政を推進します。

2 瑞穂町教育委員会の基本方針

瑞穂町教育委員会の教育目標を達成するために、以下の基本方針に基づき、学校教育と社会教育の連携を図り、総合的に教育施策を推進します。



3 瑞穂町教育委員会の基本方針と令和6年度主要施策

～ 基本方針1 人権尊重と社会貢献の精神の育成 ～

子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

『基本方針実現のための方向性』

- 1 豊かな心を育て、いのちや人権を尊重する態度を育む教育
- 2 社会の持続的な発展を牽引する力とグローバルに活躍する人材を育成する教育

【主要施策】

- 1-1-(1) 人権教育の推進 《教育指導課》
- 1-1-(2) 考え議論する道徳科の授業の実現と別様に基づく道徳教育の推進
《教育指導課》
- 1-1-(3) 情報モラル教育の推進 《教育指導課》
- 1-1-(4) いじめに対する指導の徹底と子どもに寄り添った丁寧な対応 《教育指導課》
- 1-1-(5) SOSの出し方（自殺防止）に関する教育の推進 《教育指導課》
- 1-1-(6) 人権教育を基盤にした生活指導の推進・充実 《教育指導課》
- 1-2-(1) ふるさと学習「みずほ学」の推進とSDGsの視点に立った主権者教育の推進 《教育指導課、図書館》
- 1-2-(2) 英語教育、国際交流の推進 《教育指導課、社会教育課》
- 1-2-(3) 日本の伝統・文化理解教育の推進 《教育指導課》

～ 基本方針2 確かな学力の育成と個性と創造力の伸長 ～

社会の変化に対応できるよう、子どもたち一人ひとりの思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。

そのために、確かな学力の育成を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を推進する。

『基本方針実現のための方向性』

- 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育
- 2 健やかな体を育て、健康的に生活する力を育む教育
- 3 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

【主要施策】

- 2-1-(1) 学校内外の生活や学習の基盤をつくる教育の推進 《教育指導課》
- 2-1-(2) ICT機器や校内外の研究成果等の活用を通じた、生きてはたらく基礎的

な知識・技能の習得や、未知な状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成を図る教育の推進 《教育指導課》

2-1-(3) 読書活動の推進 《教育指導課、図書館》

2-2-(1) 体力向上と健康教育の推進 《教育指導課、社会教育課》

2-2-(2) 部活動指導への支援 《教育指導課》

2-2-(3) 食育と食物アレルギー対策の推進 《学校教育課、教育指導課》

2-3-(1) キャリア教育の推進 《教育指導課、社会教育課》

2-3-(2) 子どもが伸ばせる特別支援教育の推進 《教育指導課》

(自閉症・情緒障がい特別支援学級の開設「瑞穂第四小学校ひかり学級」)

2-3-(3) 不登校対策の推進 《教育指導課》

～ 基本方針3 安全な学校と信頼される教育の確立 ～

子どもたちが安全で安心した学校生活を送るために、教育行政を力強く展開することが求められる。

そのために、学校、家庭、地域の協働と町民の教育参加を進めるとともに、効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を進めていく。

『基本方針実現のための方向性』

- 1 安全で質の高い教育を支える環境の整備と安全に生活する力を育む教育
- 2 みずほの教育を担う優れた教員の確保と育成
- 3 学校教育に専念できる教員体制と働き方改革の推進
- 4 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育・登下校の安全のしくみづくり
- 5 効率的で透明性の高い開かれた学校の推進

【主要施策】

3-1-(1) 安全・安心かつ快適な学校施設の維持・整備の推進 《学校教育課》

3-1-(2) ICT環境の維持・整備の推進 《学校教育課》

3-1-(3) 安全教育の推進と通学路等の安全の確保 《学校教育課、教育指導課》

3-1-(4) 就学・進学に関する援助の推進 《学校教育課》

3-2-(1) 瑞穂町の教育に尽力したい教員の確保 《教育指導課》

3-2-(2) 職層に応じた教員研修や次の職層を意識した教育研修の推進

《教育指導課》

3-2-(3) 教育課題や町の施策を推進する委員会・連絡会の設置 《教育指導課》

3-2-(4) 校内研究・指定校研究の推進 《教育指導課》

3-2-(5) 教職員の服務事故を防止する研修の推進 《教育指導課》

3-3-(1) 教員の職務を支援する施策の展開や教員の在校時間の適切な把握と意識改革の推進 《学校教育課、教育指導課》

3-4-(1) 地域学校協働本部の設置（全小・中学校）による学習や安全対策等、

学校支援の推進 《学校教育課、教育指導課、社会教育課》

3-4-(2) 青少年の健全育成の推進 《社会教育課》

3-5-(1) 学校開放（校庭・体育館）の推進 《社会教育課》

3-5-(2) 教育委員会事業の広報 《学校教育課》

～ 基本方針4 生涯学習の推進と施設・環境の整備 ～

活力ある社会を築いていくために、個人の生活を充実するとともに、一人ひとりが社会に貢献できるようにすることが求められる。

そのために、町民が生涯を通じて、自ら学び、文化やスポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図るとともに、施設や環境の整備に努める。

『基本方針実現のための方向性』

- 1 生涯学習・青少年健全育成・スポーツの推進と環境の充実
- 2 図書館・郷土資料館及び耕心館の事業推進と活用・環境の充実

【主要施策】

- 4-1-(1) 生涯学習の推進 《社会教育課》
- 4-1-(2) 子どもの居場所づくり・青少年の健全育成 《社会教育課》
- 4-1-(3) 豊かな文化の創造と交流機会の提供 《社会教育課》
- 4-1-(4) 第2次スポーツ推進計画の推進 《社会教育課》
- 4-1-(5) 社会教育施設の環境整備 《社会教育課・図書館》
(中央体育館空調設備設置)
- 4-2-(1) 第四次子ども読書活動推進計画の策定 《図書館》
- 4-2-(2) 図書館事業の充実 《図書館》
- 4-2-(3) 文化財保護の普及・啓発 《図書館》
- 4-2-(4) 郷土史や自然に関する事業の実施 《図書館》
- 4-2-(5) 郷土資料館及び耕心館の管理・運営 《図書館》

1 瑞穂町障害者基幹相談支援センターの設置について

1 目的	地域の障がい者の相談支援の拠点として基幹型相談支援センターを設置し、専門職が様々な相談を総合的に受け、課題を整理し、関係機関と調整を行いながら適切な支援につなげるための体制整備を図ります。
2 概要	<ul style="list-style-type: none"> ・担 当：福祉部 福祉課 障がい者支援係 ・実施期間：令和6年度内設置予定 ・事業内容：委託による実施を予定しています
3 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法の地域生活支援事業として、国及び都の補助金を活用して実施する予定です。

2 瑞穂町保育所等における医療的ケア児保育支援事業について

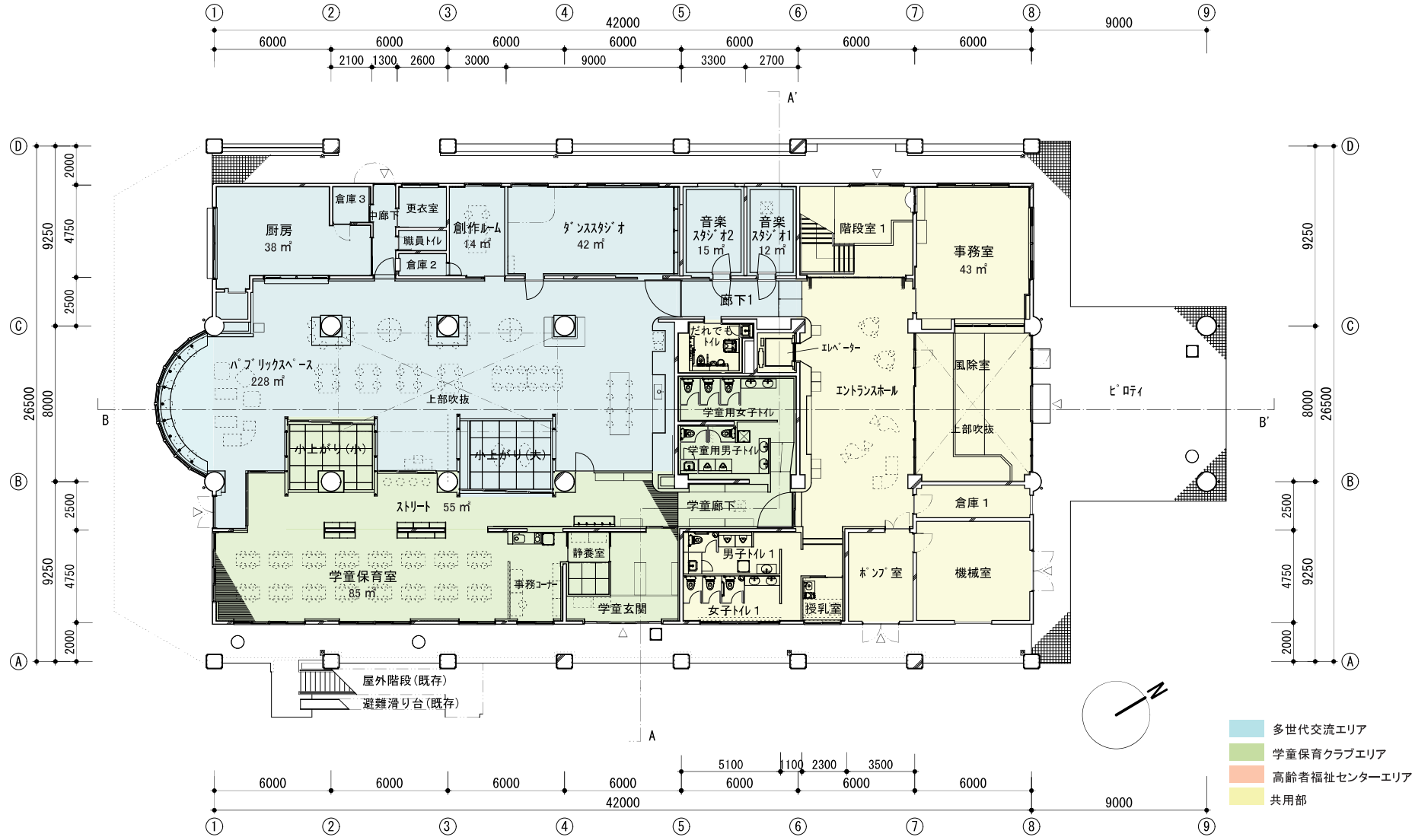
1 目的	日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいを持った児童（以下「医療的ケア児」という。）が、保育所等の利用を希望する場合に、受入が可能となるよう、保育所等の体制整備を支援し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るものです。
2 概要	<ul style="list-style-type: none"> ・担 当：福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係 ・対象施設：医療的ケア児を保育するための看護師等を配置する認可保育所、保育所型認定こども園、小規模保育事業所 ・事業内容：医療的ケア児保育を提供するために看護師等を配置する経費の一部を補助 ・補助金額：施設1カ所あたり 看護師配置 5,400千円 看護師以外で一定の条件を満たす保育士等 4,950千円 *国1/2、都1/4の負担あり（町1/4）
3 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度中に事業を開始する予定です。

3 瑞穂町高齢者福祉センター改修について

1 目的	施設の老朽化に伴い、大規模改修を開始しています。改修後は隣接する第五小学校の学童保育クラブを新たに1階部分に移設し、子どもから高齢者まで誰もが利用できる多世代交流施設に改修し、更なる施設の活用を図ります。
2 概要	<ul style="list-style-type: none"> ・担 当：福祉部 高齢者福祉課 ・実施期間：令和7年度4月にオープン予定 ・改修後の施設の概要：別添資料参照
3 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年2月に住民参加型のワークショップを開催予定です。

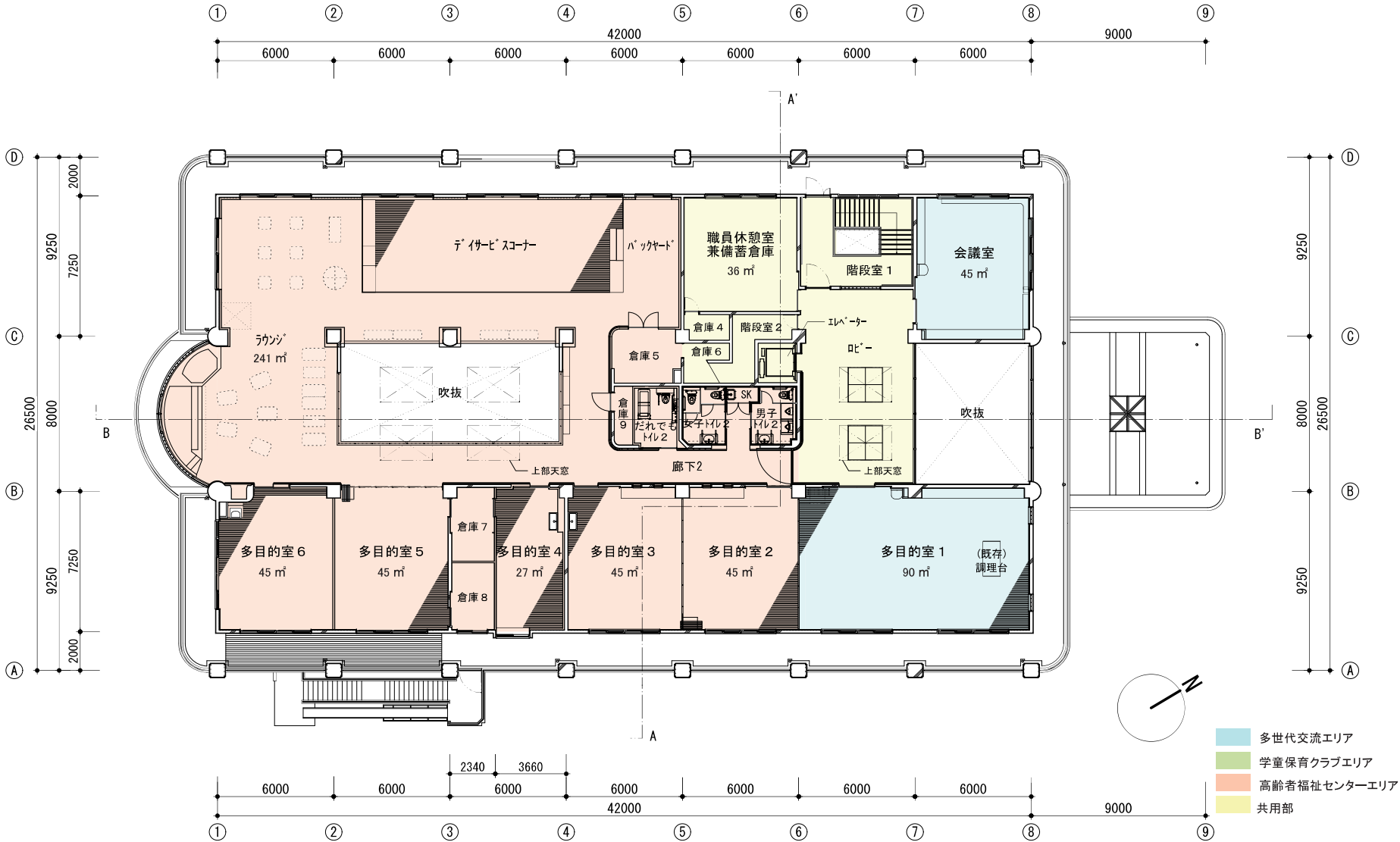
1階平面図 S=1/200

※寸法の単位は、全てmmで示します。
※点線の仕器類は、本工事には含まれていません。



2階平面図 S=1/200

※寸法の単位は、全てmmで示します。
※点線の仕器類は、本工事には含まれていません。



完成イメージ（南方向より）

